

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算より算定した健全化判断比率を次のとおり公表します。

記

健全化比率	健全化判断比率	早期健全化比率	財政再生基準
①実質赤字比率	－	15.00%	20.00%
②連結実質赤字比率	－	20.00%	30.00%
③実質公債費比率	7.4%	25.00%	35.00%
④将来負担比率	－	350.00%	－

算定方法

一般会計等の実質赤字額

実質赤字比率＝標準財政規模

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延金＋事業繰越額）

連結実質赤字額

連結実質赤字比率＝標準財政規模

- 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該越える額
- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

	(地方債の元利償還金＋準元利償還金)－(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
実質公債費比率 (3カ年平均)	＝ $\frac{\text{---}}{\text{標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元利均等年賦償還とした場合における1年当たりの元利償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

	将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)
将来負担比率	＝ $\frac{\text{---}}{\text{標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元利償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算より算定した資金不足比率を次のとおり公表します。

記

特別会計の名称	資金不足比率（％）	経営健全化基準	備 考
国民健康保険病院事業特別会計	－	20.0％	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
簡易水道事業特別会計	－	20.0％	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業特別会計	－	20.0％	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定

算 定 方 法

資金不足比率

=

資金の不足額

事業の規模

- ・ 資金の不足額：資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。